

令和8年度  
警防活動維持管理事業  
(半自動除細動器)  
仕様書

雲南消防本部

## 1 総 則

この仕様書は、雲南消防本部(以下「発注者」という。)が、令和8年度に購入する半自動除細動器の仕様について定める。

## 2 品名及び数量

品名及び数量は、下記のとおりとする。

	品名・型式・規格	数量
1	半自動除細動器 TEC-2603	1 台
2	リチウムイオンバッテリー SB-220V X233	4 個
3	本体専用 SDメモリーカード QM-002D (2G)	1 個
4	使い捨て除細動パッド P-521 H328A	15 枚
5	本体専用金具(車載用取付架台含む)・取付工賃	1 式

## 3 機能・性能

医療用具(半自動除細動器)として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)上の承認を得ていること。

4 納入場所 雲南消防本部(雲南市木次町里方1100番地6)

5 納入期限 令和8年12月1日(火)

## 6 納入条件

- (1) 受注者は、高度管理医療機器等販売業の許可を受けていること。
- (2) 本仕様書に記載されていないものでも、当然必要なものについては、協議すること。
- (3) 本仕様書に記載されているもので、新製品及び改良されているものについては、協議すること。
- (4) 契約成立から納入に至るまでの間に発生した事故等については、受注者がすべての責任を負うものとする。
- (5) 契約にあつては、本仕様書の内容を十分に検討し、不明な点等については事前に発注者に質疑し、承知した上で契約すること。
- (6) 資機材の保証期間はメーカーが定めた期間とし、設計不良、工作不

良又は材質不良に起因する不備が生じた場合には無償により修理、取替えを行なうものとする。また、保証期間後であっても製作上の受注者の過失によって生じた損傷等については双方協議の上、無償で修理することができる。

- (7) 受注者は、資機材納入後、資機材の取扱いについて指導を行うこと。
- (8) 資機材のうち消耗品について、使用期限のあるものにあつては、納入時最長期限のものであること。

## 7 検査等

- (1) 発注者は、納入物品の確認後、納入検査を着手する。
- (2) その他の検査方法については、契約書等の定めに従うものとする。
- (3) 検査不合格の場合の処置は、契約書等に定めるところによるものとする。

## 8 協議事項

この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ実施するものとする。